

第 1 回検討会の主なご意見

1. 総単位数の引上げについて

- 総単位数の引上については、資質向上のため不可欠であり、他の 3 年課程の職種が 93 単位以上であることを踏まえつつ、議論すべき。
- あはき師は、患者に直接施術を行うのだから、社会的にも主に診療の補助を業務とする看護師並みの 97 単位までは引上げるべきではないか。
- あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師それぞれ必要なカリキュラムを検討し、その積み上げが総単位数及び最低履修時間数となるのではないか。
- 盲学校は、あはき法第 18 条の 2 の規定により、中学校卒業後 3 年課程があり、あん摩マッサージ指圧師の養成課程とともに高等学校卒業のための単位も取得しなければならないため、養成課程の単位数が極端に引き上げられると、高等学校卒業に必要な単位が取得できなくなる。
- あはき法第 18 条の 2 に係る中卒あん摩マッサージ指圧師課程に対しては、現行でも専門分野で履修すべき総合領域 10 単位を、基礎分野の履修に替えることができるという特例を設けている。中卒あん摩マッサージ指圧師課程があるから全体の単位数の増を制限しようとするのでは、論理が逆転している。
- あはき師の役割、職域が広がってきていることから、様々な場面に対応できるあはき師を養成できるよう専門分野とともに専門基礎分野においても新たなカリキュラムを盛り込むべき。
- 国民の健康や医療に携わる職種に共通して必要な科目として、社会保障論や倫理学を追加すべきではないか。
- 医療保険及び他職種連携について十分な理解を得られるようカリキュラムの見直しが必要。
- 独立開業するために鑑別をしっかりと行い、必要があれば医師にお願いし、そのフォローをしなければならないので、独立開業できるところまでしっかりと行うべき。

2. 最低履修時間数の設定について

- 平成 2 年施行の認定規則では、あん摩マッサージ指圧師 2, 550 時間、はり師・きゅう師 2, 865 時間、あはき 3 科は 3, 165 時間であり、質の向上という精神は今も変わるものではないので、これがベースラインになるのではないか。

- 最低履修時間数の議論よりも前に、まずは、取り組むべきものや、追加すべき教育内容について、しっかりと議論していくべき。
- 鍼灸の受療率は下降傾向にあるが、鍼灸師が国民の期待に十分に答えられていないという解釈も成り立つことから、それに答えるように教育内容を見直すことが大事ではないか。
- 今後、見学実習のようなものまで認められるのであれば、例えば休みの日を使ってとか、夏休みを使って授業ができる。または時間数をある程度そういったところに割り振れるという環境が整えば、各養成施設の理解は得やすい。

3. 臨床実習の在り方について

- 附属の臨床実習施設以外も含めて実習先として認めることで、臨床実習の充実を図るべき。
- 臨床実習、特に専門職種としての実務をしっかりと習得させるためには、臨床実習がポイントになってくる。養成の根幹となる最も重要な授業科目と認識しており、現行では「実習(臨床実習を含む)」という規定になっているが、「臨床実習」という授業科目として独立して規定すべきではないか。
- あはき師は、介護の現場とか介護支援事業といった所にも参画しているので、こうした現場を見るだけでも良い学習になるのではないか。したがって、施術所ばかりではなく、幅広く実習の場を認めるべき。
- 臨床実習の場を拡大し、実習全体の中で地域包括ケア、他職種連携等を現場で学習することによって、施術者としての倫理観、ミッションといったものを育てていくべき。
- 臨床実習については指導者の資格、経験すべき症例数等いろいろなことまで決めていくよう議論すべき。

4. 専任教員数について

- 臨床実習や実習でだけ教える教員の資格を考えていくべき。
- 臨床に精通した教員が教育に当たらないと伝統的な手法が伝わっていかない。

5. その他

- 教員養成課程は、未だに時間数という状況で、遅れた状態であることから改訂が必要。
- 夜間など学びにくい人の場合、放送大学やeラーニングなど様々な媒体を使った教育を活用することで単位は幾つか履修できるということもあり得るのではないか。
- どうしても専任や専門の教員を充当することが大変であるということであれば、1単位か2単位、単位互換制度というようなことも導入する等学校の負担軽減に係る方策を検討しても良いのではないか。
- 需給の見通し、あはき師がどのぐらい必要なのかも踏まえて、療養費の問題も議論の場が必要ではないか。